

令和7年定例会1月会議

豊浦町議会会議録

令和7年1月27日（月曜日）

午後1時30分 再開

午後3時15分 散会

令和7年定例会1月会議
豊浦町議会会議録

令和7年1月27日（月曜日） 午後1時30分 再開

◎議事日程

- 再開宣告
開議宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 議会運営委員長報告
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 豊浦町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
日程第5 議案第2号 豊浦町医師の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第4号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第5号 豊浦町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について
日程第9 発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第6号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第6号）について
日程第11 議案第7号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第8号 令和6年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第9号 令和6年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14 議案第10号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第15 議案第11号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
日程第16 議案第12号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第17 議案第13号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
散会宣告

◎出席議員（7名）

議長	8番	勝木嘉則君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	大高一敏君		3番	阿部和之君
	4番	大里葉子君		5番	渡辺訓雄君
	6番	宇川裕哉君			

◎欠席議員（1名）

2番 小川晃司君

◎説明員

町		長	杉	谷	佳	昭	君
副	町	長	沼	館	靖	展	君
教	育	長	葛	西	正	敏	君
代	表	監	菅	野	厚	志	君
総	務	課	石	川	壯	輔	君
政	策	財	本	所		淳	君
政	策	財	宮	崎	優	亮	君
町	民	課	久	保	隆	史	君
町	民	課	竹	島	英	和	君
農	林	課	井	上	政	信	君
水	産	商	長	谷	部	晋	君
建	設	課	佐	藤	一	貴	君
建	設	課	松	岡		拓	君
生	涯	学	大	嶋	果	林	君
総	合	保	武	石		修	君
総	合	保	阪	下	克	哉	君
国	民	健	高	橋	美	香	君
康	保	險					
病	院	事					
務	局	長					

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻	野	貴	史	君
書			記	岩	崎	洋	子	君

◎再開宣告

○議長（勝木嘉則君） 皆さん、こんにちは。

本日 1 月 27 日は休会の日であります、議事の都合により、定例会 1 月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は 7 名であり、法第 113 条の規定による定足数を満たしております。よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長（勝木嘉則君） これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（勝木嘉則君） 日程第 1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第 112 条の規定により、議長において、5 番、渡辺訓雄議員並びに 6 番、宇川裕哉議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（勝木嘉則君） 日程第 2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る 1 月 21 日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会宇川裕哉副委員長、登壇願います。

○6 番（宇川裕哉君） 議長の許可をいただきましたので、去る 1 月 21 日に開催されました議会運営委員会の協議、結果等についてご報告いたします。

令和 7 年定例会 1 月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

会議に付議されている案件については、町長からの提案に関わるものとして、条例の制定が 1 件、一部改正が 4 件、一般会計等の補正予算が 8 件であります。

また、議会の発議として、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正が 1 件であります。

以上のことから、定例会 1 月会議の会期につきましては、1 日間としたところであります。

短期間ではありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（勝木嘉則君） 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 質疑なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（勝木嘉則君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書のとおり報告といたします。

次に、本定例会 1 月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のと

おりであります。

次に、説明員及び委任職員は15名であります。

以上、報告といたします。

◎議案第1号 豊浦町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

○議長（勝木嘉則君） 日程第4、議案第1号 豊浦町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第1号 豊浦町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

豊浦町一般職の任期付職員の採用に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由としましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員の採用に必要な事項を定める必要があることから、本条例案を提出するものです。

2ページをお開きください。

第1条においては、この条例の趣旨を規定したもので、法に基づき、本条例において、豊浦町における任期付職員を採用する際に必要な事項を定めるものとしております。

第2条においては、職員の任期を定めた採用として、第1項では、高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者を採用できるものとしており、豊浦町においては、医師の採用を想定しております。

任期については、法令で定められており、5年以内となっております。

第2項では、専門的な知識経験を有する者を採用できるものとしており、医師以外の各分野の専門職、例えば、ITや土木建築関係などの職員を想定しております。

任期については、同じく法で5年以内と定められております。

続いて、3ページの第3条においては、一定期間の業務量増加等に対応するためのフルタイム職員を採用できるものとしております。

こちらの任期については、法で3年以内と定められております。

第4条においては、一定期間の業務量の増加や部分休業を取得する職員の代替等に対応するため、短時間勤務職員を採用できるものとしております。

任期については、3年以内と法で定められております。

続いて、4ページをお開きください。

第5条においては、任期の特例としまして、第3条または第4条の規定により、3年以内の任期で採用した職員について、やむを得ない事情が発生した場合は、最長5年まで任期を延長できることを定めております。

第6条においては、任期の更新としまして、第1項では、第2条で定めた医師等の専門職の任期が5年に満たない場合、採用した日から5年以内であれば任期を更新できることを定めております。

第2項では、第3条または第4条で定めた職員の任期が3年に満たない場合、採用した日から3年以内であれば任期を更新できることを定めたものです。

第7条においては、給与について定めており、医師として採用された任期付職員の給与は、豊浦町医師の給与に関する条例、それ以外の職員の給与は、豊浦町職員の給与に関する条例に

準ずることを定めたものです。

第8条においては、通常の職員と同様の懲戒処分規定を適用することを、第9条においては、条例施行に関する詳細は規則に委任することをそれぞれ定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 協議会で説明もおおむね受けて、それなりに解釈はできるのですが、現状と、新たにこの条例を制定して、どのような思いでおりますか。そのところを、平たくで結構でありますので、お尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） ご質問のありました現状ですが、この条例は、今まで制定しておりませんので、当然、任期付採用職員というのはこれまで採用したことはないということで、全協でもご説明しましたが、この条例を制定する理由、今回メインとするものは、やはり医師の確保というところですね。高度な専門的な知識経験を有する方ということで、今までは、医師の場合、65歳までが採用できる職員の最大の年齢ということになっておりましたが、なかなか医師の確保ができない、65歳以上でもまだまだ元気なお医者さんがいるということ踏まえまして、こういった条例をつくって、医師の確保に努めてまいるということで、今回、提案させていただいたということでございます。

○議長（勝木嘉則君） 現状と、これが制定されたら金額でどのくらい違うかということを知りたいと思います。大体のパーセントでもいいので、どのくらい違うのですか。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） お給料ということですね。

こちらについては、条例の中でも規定されているように、医師の場合は医師の給与条例で、通常の職員の場合は職員の給与条例に準ずることになっておりますので、医師の場合は、当然、医師の給与ですし、仮に医師以外の職員を採用するということであれば、その方にこういった業務を担っていただくのか、職責を担っていただくのかということでお給料は変わってくるかと考えております。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 懇切丁寧に給与まで、中身までは触れていませんけれども、それはそれでいいでしょう。

これは、協議会でも病院の事務長の説明を聞かせてもらいましたが、それはそれとして、これを条例としたときに、65歳以上を過ぎた医師で、健康な方で、需要はあるような言い方をしておりましたが、この前の12月に様々な事情で退職した方もいますね。私は不自然だと思っております。だって、そんなに何年もいないのに院長という職に就きながら、地域医療に取り組みたいとか、医者としての理念、挨拶文も持っていますが、現実は何年もしないで退職されているのです。それは致し方ないでしょう。人の職業のこと、相手のことは、様々な事情があるから、分からないわけではないけれども、これを制定して、5年間以内と言っていますが、都合が悪くなれば辞められるわけですね。幾ら条例を制定しても、そういうところの狭間というか、いびつなところをどう改善できるのかということですね。職場同士の何か違和感があるのか、あるいは、ドクターのいろいろな個人的なことがあるのか、様々な事情はあるけれども、目に見えないところも、お互いに職場で改善をする思いがなければ、こんなものを決めても、途中で幾ら

でもリタイアするのではないですか。そこのところはいかがですか。病院事務長でも結構ですし、町長でも結構です。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） 今回、条例を制定していただくという部分におきましては、現在いる医師がもう67歳を過ぎていて、定年延長もこの3月で終わるということです。そういった中で、医師が不足している、募集をしているけれども、なかなか集まらない、今いるお医者さんたちはとても元気なので、継続してお勤めいただけるということもございましたので、その方を引き続き採用するという思いで、今回の条例を提案させていただいているところでございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃったように、5年間といっても、いつでも辞められるのではないかと、それはそのとおりだと思います。ただ、辞めていったお医者さんについても、志半ばといたしますか、家庭の事情で致し方がないというところもありましたので、そこは認めざるを得ないというか、仕方がないというところで辞めていったという事情があります。今も募集をしておりますし、中には、67歳で来たいというお医者さんも以前はいたこともありましたので、そういったことも踏まえて、今回、どんな年齢の方でも、元気な方であれば採用できるというような形で、今回の条例を提案させていただいているというところでございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） これは、医師の給与改定もありますが、今回の年齢の制限を超えていく中で、病院で様々な特殊な技術を持っている方でも結構だけれども、結局、病院の場合は、ドクターがいなければ病院というふうにはならないわけです。理事者も言っていましたし、そんなことはみんな分かっていることだけれども、やはり、ああ言えばこう言うのではなくて、退職する場合は、いろいろな理由をつけて退職するわけです。これも、条例にしても、いろいろな理由をつけて退職する可能性が大だと思うのです。そういういい意味での人間関係というか、入るというか、人を雇用するということは、簡単なようで難しい場合もあるだろうし、いろいろな癖もあるわけだから、そこのところも鑑みて、条例だけを重んじるのではなくて、今後はそういうハートの部分も、これを機に一步前進すべきではないかと思うのですが、いかなものでしょうか。

難しくてできないのならば、できないと言ってくれればいいです。そこのところをお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） 議員がおっしゃっているとおりだと思います。それぞれの人の腹の中は分かりませんし、ただ、やはり、日頃からきちんとしたコミュニケーションを取りながら、長く勤めていただけるように努めていきたいと考えております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 病院の先生は、去年までは3人体制ということでやってきました。そういった中で、一身上の都合ということで先生が辞められましたが、豊浦町の給料が65万円で、胆振が大体倍ぐらいの120万円ぐらいで、それに統一しましょうということで、今回、そういう議案を出したことにしましては、私はいいと思います。3人体制から2人体制になって、まだ月日は1か月たちませんが、今、どういう状態なのか。例えば、1人足りなくて、もうとんでもない状況になっているのか、今は2人でやっているけれども、十分間に合っているのか。ただ、そういった中で、3人から2人になるわけですから、個人の負担というものはどうして

も増えてくるわけです。そういったものも全部含めながら、給与改定ということもあるのかなと、いろいろなことを思いながらこの条例を見ていました。

現状は、3人から2人になって、どういう状況ですか。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） 前院長は12月11日を最後に職務から退いておりまして、そこから約1か月半は大変な状況になっております。当然、外来もそういったことを踏まえて、1月から午後の休診を増やして、訪問診療もやり、大岸、礼文の診療所にも行き、そこを2人でやるというところは非常に大変です。病院だけであればまだいいのかもしれませんが、老健施設ももっておりますので、そちらのほうの医師の対応もしているということですので。病院については、法律上、常勤で2名いなければいけないということもありますので、今、やまびこのほうの定数は0.5を行っているというところで行くと、1.5人しかいないので、非常に回らない状況です。また、1月のお正月明けから救急外来がとんでもなく増えておりまして、検診もやっている中で、外来をやっている先生、救急をやる先生、検診をやる先生というふうに3名で回しておりましたが、今は2人しかいませんので、検診をやりながら救急外来も対応する、また、一般外来の中でも救急の人を入れて見ていく、そうすると、一般の外来の患者さんについても、こんなに待っているのにいつまでたったら終わるのかというようなことの不満も中には出ています。それではなくても、人や検査によっては時間がかかったりして、それは致し方ないのですけれども、先生が3名いれば、もう一人いれば、もう少しうまく回っていくのかなと考えています。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） 現状を詳しくお話ししていただきまして、ありがとうございます。

3人から2人になった、そして、この地域は田舎ですよ。我々の豊浦町は3,000人で、そこそこの田舎です。なかなか医師が来たがらないと言ったら語弊がありますが、医師は地方に行きづらいということは、いろいろな雑誌にも書かれております。そういった中で、豊浦町も、今、いろいろなことに試みようとしているということはよく分かるのですが、胆振横並びが果たしてこれがいいのかどうかということところです。もしかしたら、もう少し待遇がよければ来るのかなということもあると思います。

現状が大変な中で、本当に明日にでも来てほしいのだということを、今、事務長からお伺いしました。もう少し改善に向けて取り組むべきだろうと私は思います。そういった意味で、今の給与体制がいいのかどうか、ただ、その医師の給与というものは、協議会のほうでもお話がありましたけれども、年収という形で想定していると、その年収が、果たしてこの胆振の中でどの程度なのかということには私たちは分かりませんが、給料も大事ですが、様々なそれ以外の待遇というのでしょうか。そういったものを考えられて、一日も早く町民の要望に応えられるような病院を目指してほしいと思います。

そういった中で、病院も赤字で大変な状況です。今は2人ですけれども、3人体制になったときにそのバランスがどうなっていくのか、そういった部分を考えていかなければならないと思います。そういったもろもろを考えながら、3人になったら赤字が縮小するのだということであれば、一刻も早く様々な形で先生を手当していくことに臨んでいただきたいと思います。

その件に関しまして、何か違った考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） 違った考えはありません。本当に議員のおっしゃるとおりだと思っています。

ただ、今、任期付採用職員の条例の制定についてのことですので、給与に関しましては次の議案のところでお答えしていきたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。
討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第2号 豊浦町医師の給与に関する条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第5、議案第2号 豊浦町医師の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） 議案第2号 豊浦町医師の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は6ページをお開きください。

豊浦町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案の理由としまして、胆振管内自治体病院の医師給与額と均衡を図り、町内唯一の病院の存続に向けて、医師を確保するため、所要の改正をする必要があることから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたしますので、別冊の条例改正等新旧対照表の1ページをお開き願います。

豊浦町医師の給与に関する条例別表の給料月額を院長・統括の65万円以内を120万円以内、副院長の58万円以内を100万円以内、医長の52万円以内を90万円以内、医師の48万円以内を80万円以内に改正するものです。

議案書の7ページをお開き願います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 医師の給与の関係について、金額に関する質疑ではないです。

今までの65万円以内を120万円以内ということで、院長、医長、医師まで載っているのだけでも、我々議員の報酬というのは、議長から役職のない議員まで明確に載っているのです。これも以内ということで載っていて、理事者の三役の給料も、何かあれば別だけれども、条例で載っています。

そして、くどいようだけれども、国保病院の会計の令和6年度の予算書にも、医師給与、そ

の他手当などをしていくと、例えば、院長の報酬は、全額で言うとそちらで考えている65万円を120万円とありますが、賞与の関係はどうなるのか、あるいは、手当の関係はどうなるのか、お尋ねしておきましょう。人の懐を極端にどうのこうのではないのだけれども、曖昧なところがあって、病院の会計予算書を見ると医師の給与は僅か一千数百万円で、そのときの令和6年度は3人体制ですから、今後のことは別にして、この条例に基づいた院長の報酬全体を含めてお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） 当然、65万円から120万円になるというところで行きますと、期末・勤勉手当につきましても、本俸に対しての手当になりますので、そこは増額されると思います。ただし、全員協議会でもお話ししましたがけれども、あくまでも年俸制となっておりますので、その差額の埋め合わせについては地域調整手当というところで調整しているのが現状です。それ以外の扶養手当や住宅手当、宿日直手当に関しては一切の変更はございません。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） そちらは原課だから報酬の内容を全部知っているだろうけれども、我々は、人の懐について聞こうということではなくて、おおむねでいいですから、今回の条例改正で、様々な手当も含めて年俸が幾ら程度になるのか、それから、こうすることによって退職手当もアップしていきますね。そこのところを、お茶を濁さないで、分かりやすく説明を願いたいです。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） まず、年俸で行きますと、仮に2,000万円のお医者さんがいたとしましたら、今回、そこは2,000万円から4,000万円がおおむね相場だと聞いております。

当院の場合ですと、お医者さんにもよりますけれども、総額で約3,000万円から2,000万円ぐらいの間を支払っている状況です。

総額で2,000万円から4,000万円の間というのが平均的な報酬年俸になります。当院の今までのお医者さんで行きますと、2,500万円から2,000万円の間をお支払いしている状況です。

そんな中で、今回、仮に月給65万円が120万円になったとしたら、当然、本俸が倍になりますので、退職手当も計算式的には変わらないので、単純に倍になる、例えば、改正前の給与が65万円で、退職金でいくと3,000万円程度、それが、120万円になった場合、5,000万円ぐらいになるという試算をしております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第3号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第6、議案第3号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第3号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

豊浦町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由ですが、令和6年8月8日付で、人事院の国会及び内閣に対する給与勧告があり、本町においても、国家公務員の給与に準ずる基本原則に基づき、所要の改正が必要となりましたので、本条例案を提出するものでございます。

改正条文の朗読を省略し、条例改正等新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の2ページをお開き願います。

第4条の第2項において、令和6年12月支給の期末手当支給月数を100分の212.5から100分の222.5に改正するものです。

次に、3ページをお開き願います。

第4条の第2項において、令和7年6月支給分以降の期末手当を均等支給割合に変更し、支給割合を100分の217.5に改正するものです。

議案書の9ページをお開き願います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） これで、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第4号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第7、議案第4号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案書の10ページになります。

議案第4号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由につきましては、先ほどと同様、令和6年8月8日付で、人事院の国会及び内閣に対する給与勧告に基づきまして、所要の改正が必要となったことから、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

これは、豊浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条に関するもので、第14条の4第2項において、令和6年12月支給分の期末手当支給月数を100分の122.5から100分の127.5に改正するものです。

同じく、第3項においては、定年前再任用短時間勤務職員に適用する条文で、同じく、令和6年12月支給分の期末手当支給月数を100分の68.75から100分の71.25に改正するものです。

次に、第14条の5第2項第1号において、令和6年12月支給分の勤勉手当支給月数を100分の102.5から100分の107.5に改正するものです。

第2号においては、定年前再任用短時間勤務職員に適用する条文で、同じく、令和6年12月支給分の勤勉手当支給月数を100分の48.75から100分の51.25に改正するものです。

新旧対照表の12ページから33ページまでは、人事院勧告に準じて各給料表を改正するもので、こちらは令和6年4月1日から適用します。

続いて、新旧対照表の6ページになります。

これは、給与条例の一部を改正する条例の第2条に関するもので、令和7年4月1日から適用されるものです。

第9条の第2項において、扶養対象者から配偶者を削除し、第3項において、子に対する扶養手当月額を1万円から1万3,000円に増額改正するものです。

7ページ、8ページにおいては、それぞれ改正に伴う文言の整理を行っております。

続いて、新旧対照表の9ページをお開きください。

第14条の4第2項において、令和7年6月支給分以降の期末手当を均等支給割合に変更し、支給月数を100分の127.5から100分の125に改正するものです。

第3項においては、定年前再任用短時間勤務職員に適用する条文で、同じく令和7年6月支給分以降の支給月数を100分の71.25から100分の70に改正するものです。

次に、第14条の5第2項第1号において、令和7年6月支給分以降の勤勉手当を均等支給割合に変更し、支給件数を100分の107.5から100分の105に改正するものです。

第2号においては、定年前再任用短時間勤務職員に適用する条文で、同じく、6月支給分以降の支給件数を100分の51.25から100分の50に改正するものです。

続きまして、10ページ、第14条の8において、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を、これまでの午前0時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時までに改正するものです。

次に、11ページの第16条において、定年前再任用短時間勤務職員について、これまで支給対象外とされていた住宅手当及び寒冷地手当を支給対象とする改正を行うものです。

議案書の12ページにお戻りください。

附則としまして、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

第2項として、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用します。

第3項は、改正後の条例の規定を適用する場合は、改正前の条例に基づいて支給された支払い済みの給料等は内払いとみなす規定でございます。

最後の第4項は、扶養手当の経過措置となっております。令和7年度は、配偶者への扶養手当を現行の6,500円から3,000円に減額し、令和8年度から廃止する、子どもへの扶養手当は現行の1万円から1万1,500円とし、令和8年度に1万3,000円とするという経過措置の旨を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 職員の給料の関係だけれども、人事院の勧告の関係で、民間とか、国全体でバランスを見ながらアップしていくというのはいいのだろーと思います。いつも思っているのだけれども、豊浦町でも人事評価というものをやっていますね。そういう関係で、何でもかんでも上げるのではなくて、人事評価を見て、手当の関係をちゃんと検証してやっているとと思うのだけれども、その実態はどのようなのですか。

何を言いたいかというと、そういうことをしなかったら、人事評価をやっても何も意味がないだろーと思って申し上げた次第です。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 人事評価の給与への反映というご質問だと思いますが、人事評価につきましては、その結果を勤勉手当の成績率に反映しております。

これは、今、いろいろと検討しているところでございますが、令和7年度からこれまでの給与の昇給にも人事評価の結果を反映する仕組みを令和7年度から反映するように準備中という状況でございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 私も言いにくいところはあるのです。でも、ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うのではなくて、令和7年は7年でいいので、今、いみじくも言ったように、勤勉手当でどのような対応をしましたか。例えば、ちゃんと人事評価で、勤勉手当にそういう関係者が何人いて、どんなふうにしましたか、お尋ねしましょう。なければいいのです。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 人事評価の結果に基づいて、勤勉手当、成績率にはね返るのですが、評価が高かった人は、成績率が少し上がるというところと、逆に、低かった人は下がるという状況でございます。それが何人かというところは、議場でも何度か質問を受けて、そのたびに、なかなか何人というところはお答えしにくいという答弁をさせていただきました。

今、パーセンテージがどれぐらいだったか、失念しておりますが、何人かいらっしゃいます。そういったパーセンテージをお知りになりたいということであれば、後日、また資料として提出可能でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 私は今年で66歳になるのですがけれども、四十数年働いてきまして、この勤勉手当をあまり理解していないのです。今、働き方改革で変わりましたね。そういった中で経営者は随分と大変な思いをされているのですが、1週間の労働日数であったり、1日の時間であったり、今、子育ての関係でいろいろと休みが大分増えてきています。

これが行き過ぎるとハラスメントになってくるのかなと思いつつ、こういった基準になっていて、どこまでだったら勤勉になるのか分からないところがあるのです。簡単でいいので、説明していただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 申し訳ございません。質問の内容を理解できなかったのですが、勤勉手当の成績率の上限の話ですか。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） 勤勉手当のお金ではなくて、私は四十数年働いているのですが、その勤勉の意味を理解していないのです。勤勉というのはどこまでの範囲を示すのか、今、働き方改革で随分と変わってきていますけれども、札幌市の子育ての関係とか、休日が様々ありますよね。それをどこまで要求されているものなののでしょうか。昔と今とは大分違ってきていると思うのですが、その辺を分かりやすく説明していただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 勤勉の意味ということですが、例えば、議員がおっしゃったような休まずに働けということではなくて、あくまでも業務の中で、先ほど渡辺議員からもご質問あったような人事評価とか、仕事の質といいますか、どれだけ業務をこなして結果を出したかというところの評価をするというところが一つの勤勉手当という形になるかと考えております。例えば、有給休暇は大体20日間が当たりますけれども、それを超えて休むだとか、基本的に勤勉というのは、どれだけ休んだかというよりは、どれだけ仕事の上で成果を出したかというところを評価するようなものだと考えております。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） 何となく分かったのですが、そういった形で評価されるのは副町長以下の何人かで評価されるのだと思いますけれども、それがなかなか見づらいというか、分かりにくいというか、そこに私が口を出していいのかどうか分かりませんが、副町長以下の職員の勤勉が評価されて、それが給与に反映されているということで理解しました。

ただ、分かりにくいので、もうちょっと違ったやり方がないのかと思います。先ほど同僚議員が言っていた様々な評価の中で、それが果たしてうまく機能しているのかどうか分かりませんが、できればもう少し分かりやすい形で、職員の方はそういった意味で働いているのか分かりませんが、私は評価は関係なく一生懸命働いているのだらうと理解していますが、この辺でやめておきます。適正な評価をお願いしたいと思います。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第5号 豊浦町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第8、議案第5号 豊浦町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石川総務課長。

○総務課長（石川壮輔君） 議案第5号 豊浦町職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

豊浦町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由につきましては、先ほど同様、令和6年8月8日付の人事院の国会及び内閣に対する給与勧告に基づきまして、所要の改正が必要となったことから、本条例案を提出するものでございます。

改正条文の朗読は省略し、新旧対照表でご説明いたします。

34ページをお開き願います。

第3条の第1項において、寒冷地手当の額を世帯主である職員で、扶養親族のある職員は2万3,360円から2万6,000円に、その他の世帯主である職員は1万3,060円から1万4,500円に、世帯主以外の職員については8,800円から9,800円にそれぞれ改正するものでございます。

議案書の29ページをお開きください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（勝木嘉則君） 日程第9、発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宇川議会運営副委員長。

○6番（宇川裕哉君） 発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由は、令和6年8月8日付で、人事院の国会及び内閣に対する給与勧告があり、本町議会においても、国家公務員の給与に準ずる基本原則に基づき、議員の期末手当について、支給割合を0.10月分引き上げることとしたため、関係条例について所要の改正が必要となることから、本条例案を提出するものです。

別紙として、裏面をご覧ください。

豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中100分の222.5を100分の232.5に改める。

第2条、豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中100分の232.5を100分の227.5に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第6号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第6号）について

◎議案第7号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎議案第8号 令和6年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）について

◎議案第9号 令和6年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

◎議案第10号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（勝木嘉則君） 日程第10、議案第6号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたしますが、日程第11、議案第7号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第12、議案第8号 令和6年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第13、議案第9号 令和6年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第10号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）についての補正予算案につきましては、繰出金の関係において関連があることから、一括して説明を求めるといたします。

提案理由の説明を求めます。

沼舘副町長。

○副町長（沼館靖展君） 議案第6号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ9,296万5,000円を追加し、総額を54億2,509万7,000円といたします。

また、議案書の34ページの第3表、繰越明許費補正により、繰越明許費を設定いたします。

補正内容の詳細につきましては、別添の補正予算概要書のとおりでございますが、今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給料及び期末・勤勉手当等の改正によるもの、当初予算において、異動等により対象職員が変更になったことにより増減が生じ、予算に不足が生じるもの、国の補正予算である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるものについて、補正計上したものでございます。

議会費においては、議員及び職員の給料及び手当等を補正計上しております。

総務費をはじめとする各科目においては、職員の給料、手当等を補正計上しており、民生費、衛生費については、国民健康保険事業特別会計のほか、各会計の職員の給料、手当等の不足に係る経費を繰出金として補正計上しております。

また、総務費においては、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、豊浦町住民税非課税世帯経済対策給付金事業、豊浦町子育て世帯経済対策給付金事業、豊浦町くらし応援券配布事業に係る事業費をそれぞれ補正計上しております。

これらの事業につきましては、年度内に事業が完了できないことから、繰越明許の設定をしたところでございます。

対応する歳入につきましては、地方交付税及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上しております。

次に、特別会計の補正予算についてご説明いたします。

議案第7号から10号までの特別会計補正予算の内容につきましては、一般会計と同様に、人事院勧告に伴う給料及び期末・勤勉手当等の改正によるもので、予算不足が生じる分について補正計上したものでございます。

歳入につきましては、財源調整のため、一般会計からの繰入金で措置しております。

それでは、歳入歳出予算の補正額を会計ごとにご説明いたします。

議案書の50ページをお開きください。

議案第7号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ273万3,000円を追加し、総額を5億7,149万7,000円といたします。

次に、58ページをお開き願います。

議案第8号 令和6年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ69万6,000円を追加し、総額を1億5,151万8,000円といたします。

次に、66ページをお開き願います。

議案第9号 令和6年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出予算の補正については、それぞれ27万7,000円を追加し、総額を5億6,858万9,000円といたします。

次に、74ページをお開き願います。

議案第10号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）の歳入歳出予算の補正については、それぞれ736万6,000円を追加し、総額を4億1,295万1,000円といた

します。

以上、議案6号から10号についての説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、初めに、議案第6号 令和6年度豊浦町一般会計補正予算（第6号）についての質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 何点かお尋ね申し上げますが、一つは議案書の45ページです。

繰出金の関係なのだけれども、説明書の中には、今回の人事院勧告の関係で、給与のアップや会計年度職員などがあるのですが、特に、簡易水道や下水道の関係で、これは補正で修理などが載っているのだけれども、中身だけお尋ねしましょう。どういう修理、あるいは、どういう故障なのか、そのところをまずお尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

○議長（勝木嘉則君） 休憩を閉じて、再開いたします。

渡辺議員の答弁からお願いします。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 先ほどは、お答えできず、申し訳ございませんでした。

簡易水道維持管理費と、公共下水道維持管理費についてのご質問であったかと思いますが、この後、議案第12号、第13号で、一般会計と同じく、人事院勧告に伴う人件費のご審議をいただくのですが、維持管理費と書いてある経費につきましては、この後、人件費の部分で、それぞれ128万3,000円、43万1,000円を一般会計からの繰り出しということで今回計上させていただいておりますので、後ほど、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） それは分かっているのです。ただ、一般会計から繰り出すから、ここでいい意味での議論をして、オーケーしてから、その場で審議するという私の認識です。職員の給与だけではなくて、明細を見たら、何か修繕をやると載っていませんか。議案書のほうに載っていませんでしたか。私の間違いだったら訂正します。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 繰り返しになりますけれども、今回、概要書の14ページ、15ページにあります維持管理費につきましては、あくまでも人事院勧告に伴う人件費の増ということで計上させていただいているものでございます。

○議長（勝木嘉則君） 付け加えての説明をお願いします。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 概要書の33ページ、34ページをご覧いただきたいのですが、後ほどの議案で上げております。補正額を見ていただければお分かりになるかと思うのですが、繰り返しになりますが、人事院勧告による人件費の増加を補正するというので、その繰り出しです。財源として計上させていただいているものでございます。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） そうしたら、私の認識不足だったのだけれども、水道、下水道の工事

に係る小破修理も載っていたように認識していたのです。載っていなかったら、それはそれで了解です。

それと同時に、国保のほうも内容説明をもらいましょう。

分かりにくいと思いますが、これも繰り出しなので、一般会計のときにお尋ねしたくて、概要書の37ページに、派遣委託料、清掃業務とありまして、補正の目的と当初の目的、当初の見込みと現状もここに書いてありますが、意味は分かりますけれども、この大きな見込み違いがあるようなので、ここでお尋ねしておきましょう。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員、後ほど、病院会計でこの辺を説明していただけたらと思うのですが、そのときでよろしいでしょうか。今のほうがいいですか。

○5番（渡辺訓雄君） それぞれ思いが違いかもしれないですが、いずれにしても、一般会計から繰り入れをしますね。ここで聞くことも構わないというのが私の思いです。議長の取り計らいもあるかもしれませんが、教科書どおりにやっていただければ、それで結構です。

○議長（勝木嘉則君） 今は一般会計で、病院会計のほうをやっていないので、申し訳ないですが、そのときにきちんと詳しく説明していただきたいと思うのですが、いいですか。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 局長がいるから、局長からもアドバイスしてもらえばいいけれども、その意味は分かるのです。一般会計から繰り出しをするわけですね。この場で聞くことも何も間違っていないというのが私の思いです。

○議長（勝木嘉則君） 病院会計は一般会計から繰り出しをしていないということで、今の議題とは違うということなので、後からでよろしいですか。

今、一般会計の補正予算をやっています、病院会計については後ほど詳しく説明していただきたいと思います。

ほかに何かありますか。

大高議員。

○1番（大高一敏君） 給付金事業の件で、概要書の7から9ページになります。

今回、ご丁寧にスケジュール表をいただいております。町民課から2点と、水産商工観光課から1点という形でスケジュール表をいただいております、給付に関しましては特に問題はないのですが、前にも協議会でも申しましたが、町民の皆さんは物価高騰で大変な思いをされている方がたくさんいらっしゃいますので、急ぎという話になってくるのかなと思って見ました。

このスケジュール表は、3月17日から対象世帯への通知となっていて、3月31日あたりから対象世帯への給付開始の形になっております。

そして、最終日が7月15日という予定ですが、対象世帯への支給事務となっております、これを分かりやすくお話していただきたいのですが、3月31日から対象世帯への給付開始となっていて、何日かずれはあると思いますが、このあたりから町民に対して給付という形で考えておいてよろしいのでしょうか。それとも、7月いっぱいまでかかるというスケジュールなのか。その辺をもうちょっと丁寧に説明いただければと思います。

○議長（勝木嘉則君） 久保町民課長。

○町民課長（久保隆史君） 給付金の通知から支給開始までのスケジュールになってございます。

先日お示ししたスケジュールは、3月17日に通知して、初回の給付が3月31日という予定表をつくらせていただきました。

今回、議決いただいた後、システム導入に約1か月かかると伺っております。2月末までには対象者の確定ができる見込みでございます。最低でも3月17日までにはと考えてございますので、状況によっては早めに通知はしたいと思っておりますのでございます。

支給に関しても、令和6年度中に初回の支給をしなければいけない部分がありますので、最大でということで、3月31日で締めさせていただきます。

今回の給付金は申請期限がございまして、国からおおむね3か月と示されておりますので、3月からの3か月で、一旦6月末で申請を締め切って、最後の支給は7月15日という形で示させていただきますところでございます。

○議長（勝木嘉則君） 大高議員。

○1番（大高一敏君） ご丁寧にありがとうございます。

皆さん、心待ちにしておりますので、一日も早く皆さんのお手元に届くようにということで要望しておきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第7号 令和6年度豊浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑があれば許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第8号 令和6年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑があれば許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第9号 令和6年度豊浦町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第10号 令和6年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第11号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について

○議長(勝木嘉則君) 日程第15、議案第11号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君) 議案第11号 令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書の82のページをお開きください。

第1条、令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正予算実施計画のとおり補正するものです。

84ページをお開きください。

令和6年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書、収益的支出、1款、1項、1目給与費及び3目経費の補正予算で、既決額同額による補正のため、補正額はございません。

次に、補正内容の詳細につきましては、別添の補正予算概要書の35ページから37ページによりご説明いたします。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給料及び期末・勤勉手当の改正によるもので、35ページでは、会計年度任用職員の報酬、給与、手当、法定福利費、引当金繰入額を増額するものです。

次に、36ページでは、職員の給料、手当、法定福利費、引当金繰入額を増額するものです。

最後に、37ページでは、病院施設維持管理及び病院運営に係る委託料について、年度の途中において、職員の配置により業務を委託する必要がなくなりました看護師派遣委託料、清掃業務委託料について、減額補正するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 37ページですが、事業内容で、看護師と清掃業務の委託料の減額、当初の目的も書いてありますが、その補正の目的、これも平たく言えば意味は分かるのだけれども、当初、どんな算定というか、見込みをしたのか。私にすれば、それなりの金額なのです。2,000万円減額ということで、当初の根拠と現状をお尋ねしましょう。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） まず、看護師派遣委託料の詳細ですけれども、当初は年間36人を予定してしまして、看護師の定数の不足が3名ほどありました。それを踏まえて、いろいろなところに募集していても看護師がなかなか集まらないという現状もありましたので、病棟運営をしていくためには看護師が必要だということで、看護師の派遣ということで、派遣先から派遣していただき、1人につき1回3か月、最大6か月という形で、ここ数年、何人かの看護師たちが順繰りで来ていたような状況でした。

今回、いろいろ募集していく中で、昨年春頃から問合せ等がかなり出てくるようになりまして、実際、8月に2名と12月に2名と採用になっています。

そういった中で、年間で派遣の看護師を36人予定していたところ、20人で終わってしまったというところで、今回、その差額の部分を補正減額しているというところなんです。

また、清掃業務委託料の詳細も、予算時には、その清掃業務をやるという職員がなかなかおらず、実際に定年の65歳を迎えて辞めるという職員もおりましたので、改革プランの中にも、やはり清掃業務も人が集まらないのであれば委託にする必要があるのではないか、そういった検討をする必要があるのではないかというところも、予算時にはありましたので、来年度検討していこうと、本当に人が集まらない場合には委託も考えようというところで予算計上させていただきました。

ただ、こちらも、2人から始まり、いろいろな問合せの中で、パートの職員が1人、2人と出てくるようになって、現状は、パートを入れまして4人おります。そういった中で、安定して来年度もこのままの人数、フルタイムにしてみたら約3人ほどですけれども、そういった部分で運営していけるのではないかと、今回、清掃業務のほうの委託については、

減額させていただくという運びになりました。

○議長（勝木嘉則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） 当然、当初は当初で、予算だから、予算の見込みがいいということではないのだけれども、企業会計で独立独歩というか、そういう運営をするということは基本です。これは減額だからいいけれども、改革プランで、療養型に手をつけてやっていますね。そういうことも脳裏にあったものだから、その辺の需要と供給、実態だけ確認するが、その辺の連動はうまくいっているのですか。内容だけお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長（高橋美香君） 療養型になりまして、介護の職員もかなり増えたというところもあって、療養型になったおかげで、急性期からの紹介も出てくるようになりましたので、先月ですと、私が行った当初は20人に満たない入院患者でしたけれども、先月でしたら最高で47人まで増えてきたというところで、今日も1人、入院が入っておりますし、来週、これからも紹介が出てくるというような状況もありますので、療養になって非常にいい傾向にはなっています。収益のほうも、前年比で月額400万円ほど増えておりますし、かなりいい状況、少しずつ上がってきているという現状です。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第12号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（勝木嘉則君） 日程第16、議案第12号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 議案第12号 令和6年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書の88ページをお開きください。

令和6年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

総則、第1条、令和6年度豊浦町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

続きまして、第2条、予算書第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

初めに、収入です。

第1款、第2項の営業外収益は、1億2,582万7,000円に128万3,000円を追加し、1億2,711万

円といたします。

次に、支出です。

第1款、第1項の営業費用は、1億9,722万4,000円に120万円を追加し、1億9,842万4,000円といたします。

第3項の特別損失は、33万3,000円に8万3,000円を追加し、41万6,000円といたします。

続いて、他会計からの補助金、第3条、簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億747万5,000円とします。

今回の補正の目的です。

人事院勧告に伴う職員の給料及び各種手当の改正によるものです。

93ページをお開きください。

収入につきましては、128万3,000円です。一般会計からの繰入金で措置をしております。

次に、94ページをご覧ください。

支出の詳細でございますが、給料、手当、賞与引当金など、今回、人事院勧告に伴う職員の給料改正によるもので、このような額になってございます。

その他特別損失とありますのは、当初予算において対象としておりました職員が異動したことにより変更となりました予算の増額分を補正計上したものでございます。これは、公営企業会計年度の初年度のみ起こり得ることとございますので、その旨申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（勝木嘉則君） 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

渡辺議員。

○5番（渡辺訓雄君） この場でお話ししておいたほうがいいと思って、当然、皆さんも承知のように、水道、下水道も、公会計ということで、基本は独立独歩で運営していかなければいけない。でも、現状は、先を見ると、今回の人事院勧告の金額はさほどでもないけれども、今後、企業会計を運営していくのにどんな思いでいるのか、せつかく国の意向などで豊浦町も公会計に連動したのですが、こんなことであれば、公会計になった場合、損益も明確に出るとか、貸借対照表も分かるとか、それはそれで結構だけれども、先を察すると、みんな一般会計から繰り入れをしなかったら成り立たない事業のように捉えられるのです。病院も似ているところがあるのだけれども、これはまた別問題です。公会計になったわけだから、その辺の思いというか、この場で取組についてお尋ね申し上げます。

○議長（勝木嘉則君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一貴君） 公営企業会計の初年度ということで、私も11月から建設課長となりまして、まず、企業会計というものを勉強しているところでございます。

企業会計になったということは、やはり独立採算で、合理的ですとか、能率的に経営を行っていくということが主眼なわけでございますので、今、議員がおっしゃられるような懸念は、職員も今までも努力して、最小限で最大の効果を出すということは頑張ってきたつもりですけれども、今、公営企業会計に移行したということで、より一層、そういった志を持って、できるだけ町に負担をかけないといいますが、本来は水道の収入で成り立つということが前提でありますけれども、なかなか一足飛びにそのようにはならないかもしれませんが、そうなるように、我々職員一同、一步ずつ努力してまいりたいと思っております。

○議長（勝木嘉則君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（勝木嘉則君） これで、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第13号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(勝木嘉則君) 日程第17、議案第13号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

○建設課長(佐藤一貴君) 議案第13号 令和6年度豊浦町公共下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

議案書の95ページをお開きください。

令和6年度豊浦町公共下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

総則、第1条、令和6年度豊浦町公共下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

続いて、第2条、予算書第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

初めに収入です。

第1款、第2項の営業外収益は、1億8,974万9,000円に43万1,000円を追加し、1億9,018万円といたします。

次に、支出です。

第1款、第1項の営業費用は、2億5,442万4,000円に43万1,000円を追加し、2億5,485万5,000円といたします。

続いて、他会計からの補助金、第3条、公共下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億5,922万5,000円といたします。

今回の補正の目的ですが、先ほどの議案第12号と同様、人事院勧告に伴う給料及び各種手当の改正によるものです。

100ページをご覧ください。

収入につきましては、43万1,000円を一般会計からの繰入金で措置しております。

次に、101ページをご覧ください。

支出の詳細です。

総係費、給料、手当、賞与引当金繰入額が、今回、増額と補正になっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長(勝木嘉則君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) なしと認めて、討論を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(勝木嘉則君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(勝木嘉則君) 本日は、これをもって散会いたします。
誠にお疲れさまでした。

午後3時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年1月27日

議 長

署名議員

署名議員